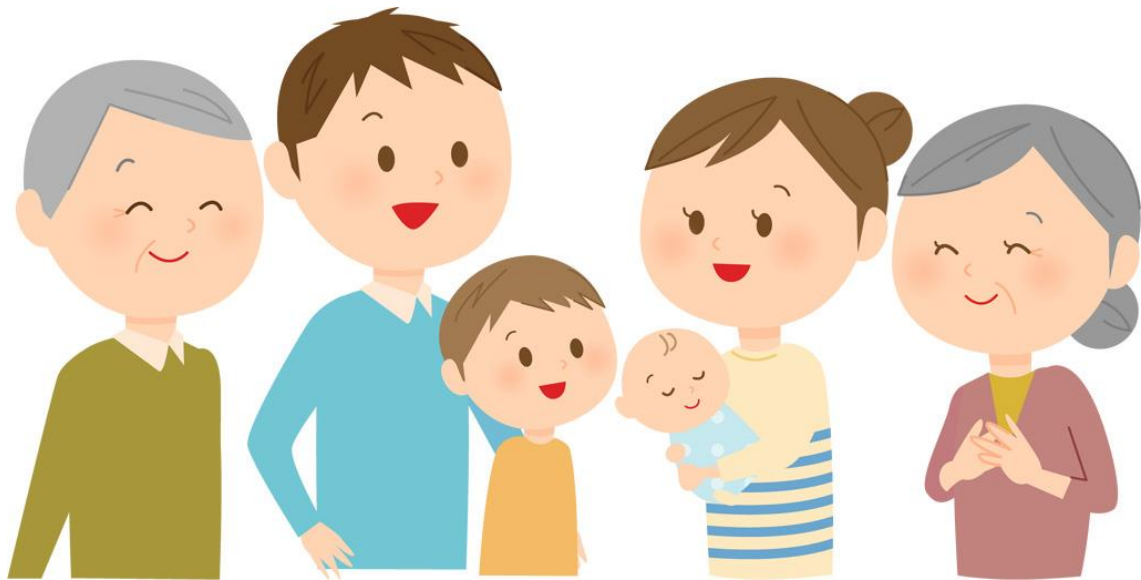


住民参加型在宅福祉サービス事業 たすけあい活動

～利用・活動に関する手引き書～



社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会

本事業を利用・活動される全ての皆様へ

この手引き書は、利用会員・助っ人会員の双方が気持ちよくサービスの利用・サービスの提供ができることを期待し作ったものです。

どうぞサービスのご利用・活動の前にぜひ、ご一読いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会



〈 サービスのご利用に当たって 〉

家事援助について

家事は、その家庭独自の方法があります。利用会員と、サービス活動を行う助っ人会員の家事の仕方は同じものではありません。そこで家事援助サービスを利用される際は、利用会員の家庭の家事の仕方を郡山市社会福祉協議会（以下「社協」という）の職員にご説明ください。それを助っ人会員に説明します。

最初は助っ人会員も慣れないことがありますが、回数を重ねる毎に利用会員のご希望に応じることができると思います。

ご理解くださいますようお願いいたします。

1. 掃除・片付け・電球の取り替え

- 掃除や片付けや電球の取り替えの方法・範囲について、具体的に社協職員に伝えましょう。
- 触れてほしくないもの、入られたくない部屋は事前に伝えておきましょう。
- 掃除道具は利用会員宅の物を使いますので必ず準備し、サービスの前に掃除道具の置き場所・使い方を社協職員に伝えておきましょう。
- 脚立を使っただけの活動や、危険だと思われる場所（足場が悪いところ、階段等）での掃除などに関してはお断りさせていただくことがあります。

2. ゴミ出し

- ゴミを出してほしい曜日と時間とゴミ捨て場を、社協職員に伝えましょう。
- ゴミの分別は必ず行ってください。（ごみの分別が難しい場合はご相談ください）
- 粗大ゴミ（テレビや冷蔵庫）等の重たいものや、ケガをする恐れのあるものに関してはお受けできないものもあります。

3. 庭の草むしり

- 庭の草むしりをする場所(生活に支障をきたす程度、玄関周り等)と方法について、具体的に社協職員に伝えましょう。
- 草むしりに必要な道具は事前に揃えておきましょう。
- 機械を使った草むしりや、除草剤を使用した草むしりはお受けすることができません。
- 時期や気候によっては草むしりを行うことができない場合がございますのでご了承ください。(熱中症などの発症が考えられる場合など)また、草むしりに関しては活動を最大1時間までとします。

4. 日常の買い物

- お金を預けるときは必ずお互いに金額を確認しましょう。
- 買い物の前に次のことを助っ人会員に具体的に伝えましょう。
 - ① 何を、どの店で、いくつ買うのか
 - ② 品物がない場合の対応方法
 - ③ 預かった金額で頼まれた品物が買えない場合の対応方法
- 買い物の受け取りは、領収書またはレシートとつり銭を確認して受け取りましょう。
- 生活に支障のない買い物はお受けできない場合がございます。(趣味・嗜好品等)
- 助っ人会員の方の車に同乗しての買い物はできませんのでご了承ください。同行希望の場合は公共交通機関(助っ人会員の料金分も)をご利用ください。なお、お金の事前預かり、立て替え等はしないようにしてください。
- 自宅近くのお店で、複数店へ行き来がないよう、配慮ください。

5. 調理及び食事のお世話

- 何を作ってほしいのか、どの材料で作るのか、また好みの味付け(濃いめ・薄め)や具材の大きさ、軟らかさなどを助っ人会員に具体的に伝えましょう。
- 食事のお世話については、準備や片付けのことをいいます。食事を食べさせる等の身体に触れる補助はできません。
- 食器の洗い方やしまい方の希望がありましたらお伝えください。

6. 通院・外出・散歩の付き添い

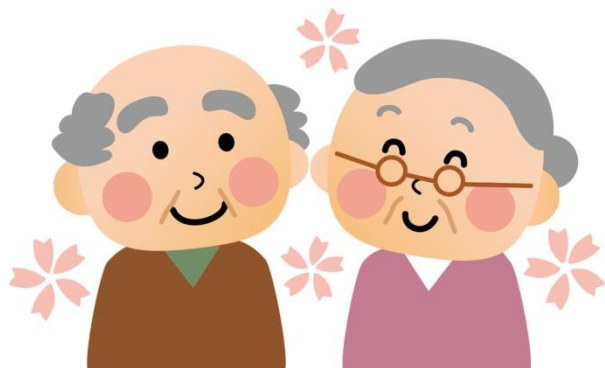
- 通院・外出の際は、タクシーまたは公共交通機関をご利用ください。公共交通機関の利用料は助っ人会員の分を合わせて利用会員の負担となります。なお助っ人会員の方の車に同乗しての通院はできません。
- 散歩の付き添いは、助っ人会員に伝えてください。助っ人会員は身体に触れるお手伝いはできません。
- 銀行で代わりにお金をおろしたり、市役所等の書類の代筆はできません。

7. 寝具・衣類の洗濯及び洗濯物干し・取り込み

- 品質表示を確かめ、縮みや変形・色落ちしないか、衣類のほつれやしみがらないか、また、ポケットの中を確認してください。
- 洗濯物を干す場所や干し方・たたみ方など、助っ人会員に伝えてください。

8. 話し相手・子どものお世話

- 子どものお世話は、助っ人会員だけで見るとはならず、常に保護者の目の届く範囲で行います。
- 助っ人会員がご自身で持参したお菓子やおもちゃを渡すのはやめましょう。
- 話を聞いている際は相手の話を遮らず、しっかりと肯定の気持ちで受け取りましょう。



サービス利用券の購入について

- サービス利用券は100円（5枚・10枚つづり）300円（5枚・10枚つづり）があります。
- サービス利用券が残り少なくなりましたら、早めに**助っ人会員の方に伝えるか**、社協までご連絡ください。担当職員がお持ちいたします。また、社協の窓口でも購入できます。（来所前にご連絡ください）
- **別の利用会員への転売などはお控えください。**
- 手元にサービス利用券がないときは活動の利用はできません。

〈 サービス終了後 〉

1. サービス利用券を渡す

サービス終了後は、チケットの利用会員氏名欄に氏名を記入して助っ人会員へ
サ

ービス利用券をお渡しください。

※当日の活動ごとに必ずお渡しください。利用月に一括でチケットをお渡しすることはお控えください。※チケットのやりとりは二人で確認して行ってください。

30分の場合、300円券1枚 または100円券3枚

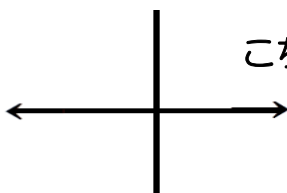
NO. _____
「住民参加型在宅福祉サービス事業」 たすけあい活動
サービス利用券（控） 30分 300円
サービスを利用した日 令和 年 月 日
助っ人 会員氏名 _____

NO. _____
「住民参加型在宅福祉サービス事業」 たすけあい活動
サービス利用券 30分 300円
◎サービスを実施した日:令和 年 月 日
◎利用会員氏名 _____
◎助っ人会員氏名 _____
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

助っ人会員記名

こちらは控えになりますので、保管してください（控えにも名前をご記入ください）

こちら側を助っ人会員に渡します



〈 利用・活動会員としての心得 〉

1. 「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動とは・・・
「住民参加型在宅福祉サービス事業」たすけあい活動（以下「サービス」という。）は、会員同士の助け合い活動で、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざした事業です。利用会員と助っ人会員（サービス提供者）の心のふれあいを大切にした事業であることをご理解ください。
2. 利用できる方
郡山市内にお住まいの方で、生活支援の必要な高齢者の方、障がいのある方、妊産婦がいる方です。
※上記以外に病気やケガをしてしまった方で本サービスが必要だと判断できる方に関しては利用が可能となります。ただし、活動に入ること
で感染症などが発症することが考えられる場合は活動を行うことができません。
3. サービスのご利用に当たって・・・
助っ人会員は少しでも利用会員のお役に立ちたい気持ちで活動しています。サービスのご利用に当たり、利用会員の方は自分でできることは自分でするように心がけ、お互いに協力しましょう。また、助っ人会員は専門職ではありません。サービスの主旨の理解が得られず、サービスの範囲を越える依頼の場合、お断りすることがあります。
※会員登録後、利用したいサービスを依頼する際は希望日の1週間前までに連絡ください。
4. サービス時間について
月曜日～金曜日 8：30～17：00
必要に応じて 7：00～8：30
（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）
一日に利用できる回数は1回までとし、利用時間は最大で2時間までとなっています。サービス時間は、約束の時間で終了することを原則としています。サービス終了時間がきたら、助っ人会員に声をかけてくださるようお願いいたします。

5. サービス内容の変更について

サービス利用前に社協と取り決めた活動内容・日時・活動時間などの変更を希望される場合は、早めに社協までご連絡ください。

6. 公共交通機関の利用料について

次の場合、公共交通機関の利用料は利用会員の負担となります。

- 通院・外出の付き添い時の助っ人会員の公共交通機関の利用料
- 買い物依頼時の助っ人会員の公共交通機関の利用料

7. お願い

利用会員・助っ人会員との間で金銭の貸し借り・物品の贈答・販売は固く禁じています。また、他事業などへの勧誘や、利用会員・助っ人会員同士の連絡先の交換は、トラブルの原因になりますので、ご遠慮ください。交換してしまった際にトラブルが起きた場合はこちらでは対応いたしかねます。

※たすけあい活動で知り得た個人に関する情報については他の方への公表は固く禁じます。

8. サービス活動中に事故が起きたら・・・

サービス活動中に事故が起きた場合は、直ぐに社協へご連絡ください。なお、サービス活動中の事故に備え、社協で福祉サービス総合補償（傷害保険・賠償責任保険）に加入しています。この保険は、サービス中

助っ人会員が利用会員に誤ってケガをさせた場合や利用会員の財物に損害を与えた場合、助っ人会員がケガをした場合に適用されます。

《補償対象例》

◇助っ人会員が清掃中に誤って置物を壊した。

◇買い物のために助っ人会員に渡した現金を盗難された。

⇒警察への届出が必要です。

◇助っ人会員が利用会員宅に向かう途中、交通事故にあいケガをした。

◇助っ人会員が調理をしているときに火傷をした。

9. サービス利用料の支払いについて

サービス利用料は **10分 100円**です。

サービスご利用の前にサービス利用券をご購入ください。サービス利用の際、利用時間分のサービス利用券を助っ人会員へ渡してください。

※前日の 17：15 までに、キャンセルが可能です。当日キャンセルや無断キャンセルの場合は本来行うはずだった活動時間分のチケットをお支払いいただきます。（次回の活動の際にキャンセル分のチケットと当日活動分のチケットを併せてお渡しください）

※ただし、急な病気や身近な方のご不幸など前日までに連絡することが難しかった場合は、キャンセル料は発生いたしません。助っ人会員が事情を知らず、利用者宅を訪問した場合は、社協から、交通費のみ支給いたします。※なるべくキャンセルはしないようにしてください。



介護保険制度とたすけあいサービス

項 目	介護保険	たすけあい
室内の掃除・片付け・電球の取り替え (夫＝虚弱、妻＝介護認定)で夫の部屋 掃除・片付け・電球の取り替え	×	○
庭の草むしり	×	○
食材の買い物・調理及び食事のお世話 (夫＝虚弱、妻＝介護認定)で夫の買い 物・調理及び食事のお世話	×	○
通院・外出・散歩の付き添い	×	○
寝具・衣類の洗濯及び洗濯物干し・取り 込み(夫＝虚弱、妻＝介護認定)で夫の 洗濯物干し・取り込み	×	○
話し相手・子どものお世話	×	○
外出するから掃除しておいて欲しい	×	×
車に乗せて行って欲しい	×	×



ご相談・お問合せは

月曜日から金曜日

(祝日・年末年始 12/29~1/3 を除く)

8時30分~17時15分

社会福祉法人

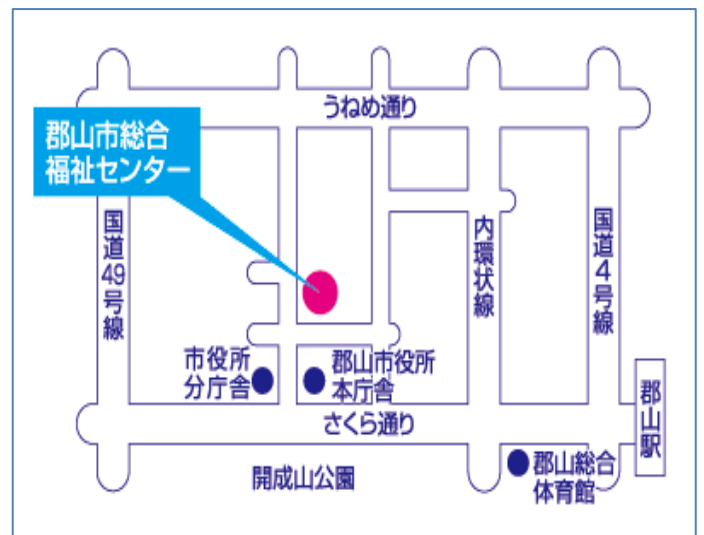
郡山市社会福祉協議会

〒963-8024

郡山市朝日1丁目29番9号
(郡山市総合福祉センター内)

TEL 024-932-5311

FAX 024-932-6768



※ご連絡の場合は「たすけあい活動」についてとお伝えいただくとス

ムーズにご案内することができます。